

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号）の一部改正の新旧対照表

○平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編））

（赤字傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （事業者編）</p> <p>目次 （略）</p> <p>第 1 ・ 第 2 （略）</p> <p>第 3 総論 第 3 - 1 ~ 第 3 - 3 （略）</p> <p>第 3 - 4 番号法の特定個人情報に関する保護措置 (1) ・ (2) （略）</p> <p>(3) 罰則の強化 個人情報保護法における個人情報取扱事業者に対する罰則の適用は、個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供等した場合、委員会からの是正命令に違反した場合、虚偽報告を行った場合等に限られている。一方、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられているほか、正当な</p>	<p style="text-align: center;">特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （事業者編）</p> <p>目次 （略）</p> <p>第 1 ・ 第 2 （略）</p> <p>第 3 総論 第 3 - 1 ~ 第 3 - 3 （略）</p> <p>第 3 - 4 番号法の特定個人情報に関する保護措置 (1) ・ (2) （略）</p> <p>(3) 罰則の強化 個人情報保護法における個人情報取扱事業者に対する罰則の適用は、個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供等した場合、委員会からの是正命令に違反した場合、虚偽報告を行った場合等に限られている。一方、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられているほか、正当な</p>

改正後		改正前																							
<p>理由なく特定個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で個人番号を提供、盗用したとき、人を欺く等して個人番号を取得したときの罰則を新設する等罰則が強化されている（番号法第48条から第55条まで）。</p> <p>なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第56条）。また、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項目において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次表①、②、④又は⑥から⑧までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑が科される（同法第57条第1項）。</p>		<p>理由なく特定個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で個人番号を提供、盗用したとき、人を欺く等して個人番号を取得したときの罰則を新設する等罰則が強化されている（番号法第48条から第55条まで）。</p> <p>なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第56条）。また、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項目において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次表①、②、④又は⑥から⑧までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑が科される（同法第57条第1項）。</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>行為</th> <th>番号法</th> <th>個人情報保護法の類似規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ～ ⑦</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>偽りその他不正の手段により <u>個人番号カード</u> を取得</td> <td>6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項番	行為	番号法	個人情報保護法の類似規定	① ～ ⑦	(略)	(略)	(略)	⑧	偽りその他不正の手段により <u>個人番号カード</u> を取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条）	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>行為</th> <th>番号法</th> <th>個人情報保護法の類似規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ～ ⑦</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>偽りその他不正の手段により <u>個人番号カード等</u> を取得</td> <td>6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項番	行為	番号法	個人情報保護法の類似規定	① ～ ⑦	(略)	(略)	(略)	⑧	偽りその他不正の手段により <u>個人番号カード等</u> を取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条）	(略)
項番	行為	番号法	個人情報保護法の類似規定																						
① ～ ⑦	(略)	(略)	(略)																						
⑧	偽りその他不正の手段により <u>個人番号カード</u> を取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条）	(略)																						
項番	行為	番号法	個人情報保護法の類似規定																						
① ～ ⑦	(略)	(略)	(略)																						
⑧	偽りその他不正の手段により <u>個人番号カード等</u> を取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条）	(略)																						
第3-5～第3-7 (略)		第3-5～第3-7 (略)																							

改正後	改正前
<p>第4 各論</p> <p>第4-1・第4-2 (略)</p> <p>第4-3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>第4-3-(1) (略)</p> <p>第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p>	<p>第4 各論</p> <p>第4-1・第4-2 (略)</p> <p>第4-3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>第4-3-(1) (略)</p> <p>第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p>
<p>要点 (略)</p> <p>(関係条文) (略)</p>	<p>要点 (略)</p> <p>(関係条文) (略)</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 特定個人情報の提供制限 (番号法第19条) (略)</p> <p>A 「提供」の意義について 「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 特定個人情報の提供制限 (番号法第19条) (略)</p> <p>A 「提供」の意義について 「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない</p>

改正後	改正前
<p>特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に当たり、利用制限（番号法第9条、第29条、第30条第3項）に従うこととなる。</p> <p>なお、個人情報保護法においては、特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合には、第三者提供に当たらないとしている（個人情報保護法第23条第5項第3号）が、番号法においては、個人情報保護法第23条第5項第3号の適用を除外している（番号法第30条第3項）ことから、この場合も通常の「提供」に当たり、提供制限（同法第14条から第16条まで、第19条、第20条、第30条第3項）に従うこととなる。</p> <p>* （略）</p> <p>* （略）</p> <p>* （略）</p> <p>* 上記の事例において、従業員等の出向に伴い、本人を介在させることなく、共有データベース内で自動的にアクセス制限を解除する等して出向元の会社のファイルから出向先の会社のファイルに個人番号を移動させることは、提供制限に違反することになるので、留意する必要がある。</p> <p>一方、共有データベースに記録された個人番号を出向者本人の意思</p>	<p>特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に当たり、利用制限（番号法第9条、第29条、第30条第3項）に従うこととなる。</p> <p>なお、個人情報保護法においては、特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合には、第三者提供に当たらないとしている（個人情報保護法第23条第5項第3号）が、番号法においては、個人情報保護法第23条第5項第3号の適用を除外している（番号法第30条第3項）ことから、この場合も通常の「提供」に当たり、提供制限（同法第14条から第16条まで、第19条、第20条、第30条第3項）に従うこととなる。</p> <p>* （略）</p> <p>* （略）</p> <p>* （略）</p> <p>* 上記の事例において、従業員等の出向に伴い、本人を介在させることなく、共有データベース内で自動的にアクセス制限を解除する等して出向元の会社のファイルから出向先の会社のファイルに個人番号を移動させることは、提供制限に違反することになるので、留意する必要がある。</p> <p>一方、共有データベースに記録された個人番号を出向者本人の意思</p>

改正後	改正前
<p>に基づく操作により出向先に移動させる方法をとれば、本人が新たに個人番号を出向先に提供したものとみなすことができるため、提供制限には違反しないものと解される。なお、この場合には、本人の意思に基づかない不適切な個人番号の提供が行われないよう、本人のアクセス及び識別について安全管理措置を講ずる必要がある。</p> <p>また、本人確認については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）第3条又は代理人が行う場合は同施行規則第10条に従って手続を整備しておけば、本人確認に係る事務を効率的に行うことが可能と解される。</p> <p>B・C （略）</p> <p>第4-3-(3) （略）</p> <p>第4-3-(4) 本人確認</p> <p>● 本人確認（番号法第16条）</p> <p>本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則及び個人番号利用事務実施者が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。</p> <p><参考1：本人確認の概要></p> <p>番号法、番号法施行令及び番号法施行規則における本人確認の</p>	<p>に基づく操作により出向先に移動させる方法をとれば、本人が新たに個人番号を出向先に提供したものとみなすことができるため、提供制限には違反しないものと解される。なお、この場合には、本人の意思に基づかない不適切な個人番号の提供が行われないよう、本人のアクセス及び識別について安全管理措置を講ずる必要がある。</p> <p>また、本人確認については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）第4条又は代理人が行う場合は同施行規則第10条に従って手続を整備しておけば、本人確認に係る事務を効率的に行うことが可能と解される。</p> <p>B・C （略）</p> <p>第4-3-(3) （略）</p> <p>第4-3-(4) 本人確認</p> <p>● 本人確認（番号法第16条）</p> <p>本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則及び個人番号利用事務実施者が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。</p> <p><参考></p> <p>番号法、番号法施行令及び番号法施行規則における本人確認の</p>

改正後	改正前
<p>概要は、次のとおりである。この項目において、「法」は番号法、「令」は番号法施行令、「規」は番号法施行規則をいう（番号法施行規則第1条第1項第1号の場合は、「規1①一」と表記する。）。</p> <p>① 本人から個人番号の提供を受ける場合</p> <p> i (略)</p> <p><u>ii (削除)</u></p> <p><u>ii i 以外の場合</u></p> <p> (i) 書類の提示を受ける場合等</p> <p> 「番号確認書類」 + 「本人の身元確認書類」</p> <p> (令12①一) (令12①二)</p> <p> ↳ 住民票の ↳ 運転免許証等 (<u>規1</u>)</p>	<p>概要は、次のとおりである。この項目において、「法」は番号法、「令」は番号法施行令、「規」は番号法施行規則をいう（番号法施行規則第1条第1項第1号の場合は、「規1①一」と表記する。）。</p> <p>① 本人から個人番号の提供を受ける場合</p> <p> i (略)</p> <p><u>ii 通知カードの提示を受ける場合</u></p> <p> 「通知カード」 + 「本人の身元確認書類」</p> <p> <u>(法16)</u> <u>(規1①)</u></p> <p> ↳ <u>運転免許証等 (規1①一、二)</u></p> <p> ↳ <u>困難な場合 (規1①三)</u></p> <p> ↳ <u>財務大臣等の特則 (規1③一から四まで)</u></p> <p> ↳ <u>困難な場合 (規1③五)</u></p> <p> ↳ <u>特定の個人と同一の者であることが明らかな場合 (規3⑤)</u></p> <p><u>iii i、ii 以外の場合</u></p> <p> (i) 書類の提示を受ける場合等</p> <p> 「番号確認書類」 + 「本人の身元確認書類」</p> <p> (令12①一) (令12①二)</p> <p> ↳ 住民票の ↳ 運転免許証等 (<u>規2</u>)</p>

改正後	改正前
<p>写し等 ↳ 困難な場合 (規2①)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 困難な場合 (規2③) <ul style="list-style-type: none"> ↳ 財務大臣等の特則 (規2④) → 電話による場合 (規2⑤) → 特定の個人と同一の者であることが明らかな場合 (規2⑥) 	<p>写し等 ↳ 困難な場合 (規3①)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 困難な場合 (規3②) <ul style="list-style-type: none"> ↳ 財務大臣等の特則 (規3③) → 電話による場合 (規3④) → 特定の個人と同一の者であることが明らかな場合 (規3⑤)
<p>(ii) 電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合 個人番号カードのICチップの読み取り、電子署名等の送信、個人番号利用事務実施者による地方公共団体情報システム機構への確認等 (規3)</p>	<p>(ii) 電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合 個人番号カードのICチップの読み取り、電子署名等の送信、個人番号利用事務実施者による地方公共団体情報システム機構への確認等 (規4)</p>
<p>② 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合</p> <p>i 書類の提示を受ける場合等</p> <p>「代理権確認書類」 + 「代理人の身元確認書類」 + 「本人の番号確認書類」 (令12③一) (令12③二) (令12③三)</p> <p>↳ 戸籍謄本、委任状等 (規6①一、二) ↳ 個人番号カード、運転免許証等 (規7①) ↳ 本人に係る個人番号カード等 (規8)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 困難な場合 (規6①三) → 代理人が法人の場合 (規6②) → 代理人が法人の場合 (規6②) → 代理人が法人の場合 (規6②) <ul style="list-style-type: none"> ↳ 困難な場合 (規7②) ↳ 困難な場合 (規9①) ↳ 財務大臣等の特則 (規9②) ↳ 困難な場合 (規9⑤) 	<p>② 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合</p> <p>i 書類の提示を受ける場合等</p> <p>「代理権確認書類」 + 「代理人の身元確認書類」 + 「本人の番号確認書類」 (令12②一) (令12②二) (令12②三)</p> <p>↳ 戸籍謄本、委任状等 (規6①一、二) ↳ 個人番号カード、運転免許証等 (規7①) ↳ 本人に係る個人番号カード等 (規8)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 困難な場合 (規6①三) → 代理人が法人の場合 (規6②) → 代理人が法人の場合 (規6②) → 代理人が法人の場合 (規6②) <ul style="list-style-type: none"> ↳ 困難な場合 (規7②) ↳ 困難な場合 (規9①) ↳ 財務大臣等の特則 (規9②) ↳ 困難な場合 (規9⑤)

改正後	改正前
<p>↳ 電話による場合 (規 9 ③)</p> <p>↳ 電話による場合 (規 9 ③)</p> <p>↳ 特定の個人と同一の者であることが明らか かな場合 (規 9 ④)</p> <p>ii (略)</p> <p>※ (略)</p>	<p>↳ 電話による場合 (規 9 ③)</p> <p>↳ 電話による場合 (規 9 ③)</p> <p>↳ 特定の個人と同一の者であることが明らか かな場合 (規 9 ④)</p> <p>ii (略)</p> <p>※ (略)</p>
<p>〈参考 2 : 通知カードの廃止に係る経過措置〉</p> <p><u>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。)の一部施行により、これまで番号確認書類として利用可能であった通知カード(デジタル手続法第4条の規定による改正前の番号法第7条第1項に規定する通知カードをいう。)は廃止された。</u></p> <p><u>ただし、経過措置が設けられており、個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者が、通知カードの交付を受けている者から個人番号の提供を受けるときは、通知カードの廃止日(令和2年5月25日)以後、当該通知カードに係る記載事項に変更がない場合に限り、従来と同様に、次に掲げる方法により、通知カードを本人確認に利用することができる。なお、当該廃止日前に</u></p>	<p>〈新設〉</p>

改正後	改正前
<p><u>当該通知カードに係る記載事項に変更があった場合に、市町村長（特別区の区長を含む。）から記載事項の変更の措置を受けていなければ、当該経過措置は適用されない。</u></p> <p>① 本人から個人番号の提供を受ける場合</p> <p><u>「通知カード」＋「本人の身元確認書類」</u></p> <p><u>(旧法^(注1)-16)</u> <u>(旧規^(注2)-1①)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> → <u>運転免許証等（旧規1①一、二）</u> <ul style="list-style-type: none"> ↳ <u>困難な場合（旧規1①三）</u> <ul style="list-style-type: none"> ↳ <u>財務大臣等の特則（旧規1③一から四まで）</u> <ul style="list-style-type: none"> ↳ <u>困難な場合（旧規1③五）</u> → <u>特定の個人と同一の者であることが明らかな場合（旧規3⑥）</u> <p>② 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合</p> <p><u>「代理権確認書類」＋「代理人の身元確認書類」＋「本人の番号確認書類」</u></p> <p><u>(旧令^(注3)-12②一)</u> <u>(旧令12②二)</u> <u>(旧令12②三)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ <u>戸籍謄本、委任状等</u> ↳ <u>個人番号カード、運転免許証等</u> ↳ <u>本人に係る通知カード</u> <u>(旧規6①一、二)</u> <u>(旧規7①)</u> <u>(旧規8)</u> ↳ <u>困難な場合（旧規6①三）</u> ↳ <u>代理人が法人の場合（旧規7②）</u> ↳ <u>代理人が法人の</u> ↳ <u>困難な場合</u> 	

改正後	改正前
<p> <u>場合 (旧規 6 ②)</u> ↳ <u>電話による場合 (旧規 9 ③)</u> ↳ <u>特定の個人と同一の者であることが明らかかな場合 (旧規 9 ④)</u> </p> <p> <u>(旧規 9 ①)</u> ↳ <u>財務大臣等の特則 (旧規 9 ②)</u> </p> <p> ※ <u>書面の送付により個人番号の提供を受ける場合は、上記で提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない (旧規11)。</u> </p> <p> <u>(注 1) 「デジタル手続法」第 4 条の規定による改正前の番号法をいう。</u> <u>(注 2) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」 (令和 2 年内閣府・総務省令第 6 号) による改正前の番号法施行規則をいう。</u> <u>(注 3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令」 (令和 2 年政令第 164 号) による改正前の番号法施行令をいう。</u> </p> <p> 第 4 - 4 ~ 第 4 - 6 (略) </p> <p> 第 4 - 7 個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等 </p>	<p> 第 4 - 4 ~ 第 4 - 6 (略) </p> <p> 第 4 - 7 個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等 </p>

改正後	改正前
<p>個人番号利用事務実施者である健康保険組合等は、第4-1から6までに加えて、次に掲げる措置等について留意する必要がある。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携等 健康保険組合等は「情報提供ネットワークシステム」を通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる(第4-3-(2)2B e「情報提供ネットワークシステムを通じた提供」)。</p> <p>A 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携 「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づき、行政機関等及び健康保険組合等の間で、特定個人情報について安全かつ効率的に情報連携を行うためのシステムである。このシステムを通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる場合については、同法別表第2又は同法第9条第2項の規定に基づいて条例で定める事務のうち別表第2の事務に準ずるものとして委員会規則で定めるものに限定されている。</p> <p>※ (略)</p>	<p>個人番号利用事務実施者である健康保険組合等は、第4-1から6までに加えて、次に掲げる措置等について留意する必要がある。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携等 健康保険組合等は「情報提供ネットワークシステム」を通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる(第4-3-(2)2B e「情報提供ネットワークシステムを通じた提供」)。</p> <p>A 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携 「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づき、行政機関等及び健康保険組合等の間で、特定個人情報について安全かつ効率的に情報連携を行うためのシステムである。このシステムを通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる場合については、同法別表第2又は同法第9条第2項の規定に基づいて条例で定める事務のうち別表第2の事務に準ずるものとして委員会規則で定めるものに限定されている。</p> <p>※ (略)</p>

改正後	改正前
<p>a 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条）</p> <p>情報提供ネットワークシステムは、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものであり、番号法第19条第7号又は第8号に基づいて、情報照会者又は条例事務関係情報照会者から特定個人情報の提供の求めがあった場合、総務大臣は、情報提供ネットワークシステムを通じて、その旨を情報提供者又は条例事務関係情報提供者に通知しなければならない。</p> <p><u>〈参考〉取得番号の取扱いに係る留意事項</u></p> <p><u>情報連携に必要な情報提供用個人識別符号（番号法第21条の2第1項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。）の取得に当たって用いられる符号である取得番号（同条第2項に規定する取得番号をいう。）に関しては、同条第3項において、「情報照会者又は情報提供者は、情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない」旨、及び同条第6項において、「取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない」旨、それぞれ規定されている。</u></p> <p><u>したがって、情報連携を行う事業者である健康保険組合等及び取得番号の提供を受けた者は、情報提供用個人識別符号の取得後、当該情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を</u></p>	<p>a 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条）</p> <p>情報提供ネットワークシステムは、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものであり、番号法第19条第7号又は第8号に基づいて、情報照会者又は条例事務関係情報照会者から特定個人情報の提供の求めがあった場合、総務大臣は、情報提供ネットワークシステムを通じて、その旨を情報提供者又は条例事務関係情報提供者に通知しなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>処理する必要がなくなった場合には、取得番号を削除する必要がある。</u></p> <p>b (略) B～D (略)</p> <p>(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編) (略)</p> <p>(巻末資料) (略)</p>	<p>b (略) B～D (略)</p> <p>(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編) (略)</p> <p>(巻末資料) (略)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱い に関するガイドライン</p> <p>目次 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 特定個人情報の提供制限等 3-(1)～3-(3) (略)</p> <p>3-(4) 本人確認</p> <p>● 本人確認 (番号法第16条) 本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則^(注)及び個人番号利用事務実施者が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。</p> <p>(注) 番号法施行規則とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」(平成26年内閣府・総務省令第3号)をいう(以下同じ。)</p> <p><参考1：本人確認の概要> 番号法、番号法施行令及び番号法施行規則における本人確認の</p>	<p style="text-align: center;">(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱い に関するガイドライン</p> <p>目次 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 特定個人情報の提供制限等 3-(1)～3-(3) (略)</p> <p>3-(4) 本人確認</p> <p>● 本人確認 (番号法第16条) 本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則^(注)及び個人番号利用事務実施者が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。</p> <p>(注) 番号法施行規則とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」(平成26年内閣府・総務省令第3号)をいう(以下同じ。)</p> <p><参考> 番号法、番号法施行令及び番号法施行規則における本人確認の</p>

改正後	改正前
<p>概要は、次のとおりである。この項目において、「法」は番号法、「令」は番号法施行令、「規」は番号法施行規則をいう（番号法施行規則第1条第1項第1号の場合は、「規1①一」と表記する。）。</p> <p>① 本人から個人番号の提供を受ける場合</p> <p> i (略)</p> <p><u>ii (削除)</u></p> <p><u>ii i 以外の場合</u></p> <p> (i) 書類の提示を受ける場合等</p> <p> 「番号確認書類」 + 「本人の身元確認書類」</p> <p> (令12①一) (令12①二)</p> <p> ↳ 住民票の ↳ 運転免許証等 (<u>規1</u>)</p>	<p>概要は、次のとおりである。この項目において、「法」は番号法、「令」は番号法施行令、「規」は番号法施行規則をいう（番号法施行規則第1条第1項第1号の場合は、「規1①一」と表記する。）。</p> <p>① 本人から個人番号の提供を受ける場合</p> <p> i (略)</p> <p><u>ii 通知カードの提示を受ける場合</u></p> <p> 「通知カード」 + 「本人の身元確認書類」</p> <p> <u>(法16)</u> <u>(規1①)</u></p> <p> ↳ <u>運転免許証等 (規1①一、二)</u></p> <p> ↳ <u>困難な場合 (規1①三)</u></p> <p> ↳ <u>財務大臣等の特則 (規1③一から四まで)</u></p> <p> ↳ <u>困難な場合 (規1③五)</u></p> <p> ↳ <u>特定の個人と同一の者であることが明らかな場合 (規3⑤)</u></p> <p><u>iii i、ii 以外の場合</u></p> <p> (i) 書類の提示を受ける場合等</p> <p> 「番号確認書類」 + 「本人の身元確認書類」</p> <p> (令12①一) (令12①二)</p> <p> ↳ 住民票の ↳ 運転免許証等 (<u>規2</u>)</p>

改正後	改正前
<p>写し等 ↳ 困難な場合 (規2①)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 困難な場合 (規2③) <ul style="list-style-type: none"> ↳ 財務大臣等の特則 (規2④) → 電話による場合 (規2⑤) → 特定の個人と同一の者であることが明らかな場合 (規2⑥) 	<p>写し等 ↳ 困難な場合 (規3①)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 困難な場合 (規3②) <ul style="list-style-type: none"> ↳ 財務大臣等の特則 (規3③) → 電話による場合 (規3④) → 特定の個人と同一の者であることが明らかな場合 (規3⑤)
<p>(ii) 電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合 個人番号カードのICチップの読み取り、電子署名等の送信、個人番号利用事務実施者による地方公共団体情報システム機構への確認等 (規3)</p>	<p>(ii) 電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合 個人番号カードのICチップの読み取り、電子署名等の送信、個人番号利用事務実施者による地方公共団体情報システム機構への確認等 (規4)</p>
<p>② 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合 i 書類の提示を受ける場合等 「代理権確認書類」 + 「代理人の身元確認書類」 + 「本人の番号確認書類」 (令12③一) (令12③二) (令12③三)</p> <p>↳ 戸籍謄本、委任状等 (規6①一、二) ↳ 個人番号カード、運転免許証等 (規7①) ↳ 本人に係る個人番号カード等 (規8)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 困難な場合 (規6①三) → 代理人が法人の場合 (規6②) → 代理人が法人の場合 (規6②) → 代理人が法人の場合 (規6②) <ul style="list-style-type: none"> ↳ 困難な場合 (規7②) ↳ 困難な場合 (規9①) <ul style="list-style-type: none"> ↳ 財務大臣等の特則 (規9②) ↳ 困難な場合 (規9⑤) 	<p>② 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合 i 書類の提示を受ける場合等 「代理権確認書類」 + 「代理人の身元確認書類」 + 「本人の番号確認書類」 (令12②一) (令12②二) (令12②三)</p> <p>↳ 戸籍謄本、委任状等 (規6①一、二) ↳ 個人番号カード、運転免許証等 (規7①) ↳ 本人に係る個人番号カード等 (規8)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 困難な場合 (規6①三) → 代理人が法人の場合 (規7②) → 代理人が法人の場合 (規6②) → 代理人が法人の場合 (規6②) <ul style="list-style-type: none"> ↳ 困難な場合 (規7②) ↳ 困難な場合 (規9①) <ul style="list-style-type: none"> ↳ 財務大臣等の特則 (規9②) ↳ 困難な場合 (規9⑤)

改正後	改正前
<p>↳ 電話による場合 (規 9 ③)</p> <p>↳ 電話による場合 (規 9 ③)</p> <p>↳ 特定の個人と同一の者であることが明らか かな場合 (規 9 ④)</p> <p>ii (略)</p> <p>※ (略)</p>	<p>↳ 電話による場合 (規 9 ③)</p> <p>↳ 電話による場合 (規 9 ③)</p> <p>↳ 特定の個人と同一の者であることが明らか かな場合 (規 9 ④)</p> <p>ii (略)</p> <p>※ (略)</p>
<p>〈参考 2 : 通知カードの廃止に係る経過措置〉</p> <p><u>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。)の一部施行により、これまで番号確認書類として利用可能であった通知カード(デジタル手続法第4条の規定による改正前の番号法第7条第1項に規定する通知カードをいう。)は廃止された。</u></p> <p><u>ただし、経過措置が設けられており、個人番号関係事務実施者が、通知カードの交付を受けている者から個人番号の提供を受けるときは、通知カードの廃止日(令和2年5月25日)以後、当該通知カードに係る記載事項に変更がない場合に限り、従来と同様に、次に掲げる方法により、通知カードを本人確認に利用することができる。なお、当該廃止日前に当該通知カードに係る記載事</u></p>	<p>〈新設〉</p>

改正後	改正前																		
<p><u>項に変更があった場合に、市町村長（特別区の区長を含む。）から記載事項の変更の措置を受けていなければ、当該経過措置は適用されない。</u></p> <p>① 本人から個人番号の提供を受ける場合</p> <p><u>「通知カード」＋「本人の身元確認書類」</u></p> <p><u>(旧法^(注1)16)</u> <u>(旧規^(注2)1①)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> → <u>運転免許証等（旧規1①一、二）</u> <ul style="list-style-type: none"> ↳ <u>困難な場合（旧規1①三）</u> <ul style="list-style-type: none"> ↳ <u>財務大臣等の特則（旧規1③一から四まで）</u> <ul style="list-style-type: none"> ↳ <u>困難な場合（旧規1③五）</u> → <u>特定の個人と同一の者であることが明らかな場合（旧規3⑥）</u> <p>② 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合</p> <p><u>「代理権確認書類」＋「代理人の身元確認書類」＋「本人の番号確認書類」</u></p> <p><u>(旧令^(注3)12②一)</u> <u>(旧令12②二)</u> <u>(旧令12②三)</u></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">↳ <u>戸籍謄本、</u></td> <td style="width: 33%;">↳ <u>個人番号カード、</u></td> <td style="width: 33%;">↳ <u>本人に係る</u></td> </tr> <tr> <td><u>委任状等</u></td> <td><u>運転免許証等</u></td> <td><u>通知カード</u></td> </tr> <tr> <td><u>(旧規6①一、二)</u></td> <td><u>(旧規7①)</u></td> <td><u>(旧規8)</u></td> </tr> </table> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">↳ <u>困難な場合</u></td> <td style="width: 33%;">↳ <u>代理人が法人の場合</u></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td><u>(旧規6①三)</u></td> <td><u>(旧規7②)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>↳ <u>代理人が法人の</u></td> <td>↳ <u>困難な場合</u></td> <td></td> </tr> </table>	↳ <u>戸籍謄本、</u>	↳ <u>個人番号カード、</u>	↳ <u>本人に係る</u>	<u>委任状等</u>	<u>運転免許証等</u>	<u>通知カード</u>	<u>(旧規6①一、二)</u>	<u>(旧規7①)</u>	<u>(旧規8)</u>	↳ <u>困難な場合</u>	↳ <u>代理人が法人の場合</u>		<u>(旧規6①三)</u>	<u>(旧規7②)</u>		↳ <u>代理人が法人の</u>	↳ <u>困難な場合</u>		
↳ <u>戸籍謄本、</u>	↳ <u>個人番号カード、</u>	↳ <u>本人に係る</u>																	
<u>委任状等</u>	<u>運転免許証等</u>	<u>通知カード</u>																	
<u>(旧規6①一、二)</u>	<u>(旧規7①)</u>	<u>(旧規8)</u>																	
↳ <u>困難な場合</u>	↳ <u>代理人が法人の場合</u>																		
<u>(旧規6①三)</u>	<u>(旧規7②)</u>																		
↳ <u>代理人が法人の</u>	↳ <u>困難な場合</u>																		

改正後	改正前
<p> <u>場合 (旧規 6 ②)</u> ↳ <u>電話による場合 (旧規 9 ③)</u> ↳ <u>特定の個人と同一の者であることが明らかかな場合 (旧規 9 ④)</u> </p> <p> <u>(旧規 9 ①)</u> ↳ <u>財務大臣等の特則 (旧規 9 ②)</u> <u>電話による場合 (旧規 9 ③)</u> <u>特定の個人と同一の者であることが明らかかな場合 (旧規 9 ④)</u> </p> <p> ※ <u>書面の送付により個人番号の提供を受ける場合は、上記で提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない (旧規11)。</u> </p> <p> <u>(注1) 「デジタル手続法」第4条の規定による改正前の番号法をいう。</u> <u>(注2) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」 (令和2年内閣府・総務省令第6号) による改正前の番号法施行規則をいう。</u> <u>(注3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令」 (令和2年政令第164号) による改正前の番号法施行令をいう。</u> </p> <p>4～6 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p>